

大項目		中項目		小項目	回答
1	基本仕様	1	共通	1 電子カルテシステムから、インターフェースを介し、患者基本情報（患者氏名、年齢、性別、科名等）、処方情報（医師名、薬品名、用法用量、一包化指示、粉碎指示等）を取り込むことが可能であること	
1		1		2 受信データログは7日分保存可能であること。処方・注射歴に関しては、設定期間分保存可能であること	
1		1		3 受信対象データは、外来・入院処方の全てをリアルタイムで受信を行う事が可能であること	
1		1		4 処方せん・薬袋発行機の制御は、運用内規に従って任意に設定可能であること	
1		1		5 水剤ラベルプリンターの印字制御が可能であること	
1		1		6 ラベルの印字内容は、HISからの受信内容に基づき、運用内規に従い、必要項目が印字可能なこと	
1		1		7 ラベルについては、破損等の可能性を考慮し、再出力が可能なこと	
1		1		8 薬袋発行機は、処方区分に対して薬袋発行機を指定し制御が可能であること	
1		1		9 処方データに基づき、自動的にサイズ/枚数を選択し、薬袋発行が可能であること	
1		1		10 薬袋表記は、「内服薬」「外用薬」「頓服薬」の区別と、必要に応じて「めぐすり」「ぬりぐすり」「トローチ」等の詳細区分、「調剤年月日」「お薬引き替え番号」「患者カ氏名」「患者氏名」「薬品名」「用法」「用量」「注意事項」「コメント」等定められた記載事項が運用内規に従って印字可能であること	
1		1		11 薬袋には、病院名・所在地等共通項目のフォーマットの変更にも対応可能であること	
1		1		12 再指示に関しては、患者ID・オーダーNo・受付番号での呼び出しが可能で、尚かつ薬袋・処方せんのみ、錠剤 1 包化指示と散薬指示の指示も可能であること	
1		1		13 薬袋だけの再発行の場合、患者ID・オーダーNo・受付番号での呼び出しが可能で更に薬袋の大きさの変更、対象薬袋だけの出力が可能であること	
1		1		14 手書き用の薬袋が出力可能であること	
1		1		15 既存の機器（薬袋プリンタ、ラベルプリンタ、帳票プリンタ、錠剤包装機、散薬分包機、散薬監査システム）と接続が可能であること	
1		1		16 既存の各種マスタ・処方歴が継続して利用可能であること	